

## 東京外かく環状道路(関越道～東名高速)沿線区市長意見交換会(第9回)議事概要

1. 日時: 平成21年4月23日(木) 8時45分～9時45分
2. 会場: 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21
3. 出席者: 関口 練馬副区長(区長代理)、菊池 杉並副区長(区長代理)、  
邑上 武蔵野市長、清原 三鷹市長、長友 調布市長、矢野 狛江市長、  
熊本 世田谷区長、菊川 関東地方整備局長、只腰 東京都都市整備局長

### (1) 報告

- ・国土交通省と東京都は、本年1月にこれまでにオープンハウスや検討会などで頂いた意見を踏まえ、「対応の方針(素案)」を公表した。また、「対応の方針(素案)」について、パブリックコメントや各区市長から頂いたご意見を可能な限り考慮して、国と都の考え方を示す形で「対応の方針(案)」を取りまとめた。
- ・「対応の方針(案)」の内容及び今後の事業の進め方についてご意見を頂きたい。

### (2) 意見交換

#### (世田谷区長)

- ・外環の関越道から東名高速間の整備に関しては、早期に事業化を図るとともに、確実に予算を確保し着実に進めて頂きたい。
- ・区としては、これまで東名以南の整備を進めることで、関越道から東名高速間の整備について、同意してきた。そこで「対応の方針」にある、検討の場を早期に設置し、具体化を急いで頂きたい。
- ・区政100周年を目標に、区内のみどり率33%を目指していることから、外環事業実施に伴い、「世田谷みどり33」の実現に向けて連携、協力をお願いしたい。
- ・外環計画により農地や工場の移転に対して、地権者の意向を十分聴きながら、最善を尽くして対応して頂きたい。
- ・今後、「対応の方針」を確実に履行するとともに、地域住民から十分意見を聴きながら、進めて頂きたい。また、これまで提出された要望や提案等も含めて、地域住民の意見について、誠実に対応して頂きたい。

#### (狛江市長)

- ・PI会議を立ち上げた当初の趣旨に基づき、生活や環境に不安を抱えている関係住民との合意形成に向けて、結論ありきで見切り発車することが無いように誠実な住民対応をお願いする。
- ・将来交通量については、最新のデータに基づく、交通量の算出をできるだけ早期に行い、外環の必要性の有無を含めて再検証し、その結果を公表して頂きたい。
- ・大気汚染や地下水の枯渇が起こらないよう、環境面に及ぼす影響については、十分な調査及び分析を行い、万全の対策を講じて頂きたい。

#### (調布市長)

- ・経済危機が論議されている現状の中で都市基盤整備の重要性は各自治体共に認識しており、景気が低迷している時期であるからこそ、都市基盤を計画的に造っていくべきであると認識するところ。

- ・そのような状況下、今回の「対応の方針(案)」については一定の理解をする。先の金子大臣の発言で、なるべく早く国幹会議を開催したいという意向を示しているので、国・都として「対応の方針(案)」の具体化が図られるよう取組を進めて頂きたい。
- ・市では、「対応の方針(素案)」に対して、14項目の意見を提出し、回答をいただいたが、総括して3点ほど意見を申しる。
- ・外環全般については、外環本線に関するスケジュールとともに都市計画道路の整備スケジュールについても提示をして頂きたい。また、情報提供や検討を行うということであるが、これについても具体的な手段・手法を明確にして頂きたい。
- ・市域の課題については、これまで何度も申し上げており、市の最大の懸案事項である三日月地域については、国及び都も十分認識を持っているようだが、地域分断の解決にあたっては、三鷹市と十分連携しながら具体案を示し、協議・調整を進めてほしい。また、調布3・4・1号線や三鷹3・4・13号線の都市計画変更が予定されているが、外環本線と同様に丁寧な対応をお願いする。
- ・最後に、生活再建救済制度の適用にあたっては、市は積極的に関わってきた。このため、その土地の利活用については、地域の方々の理解が得られるよう、市と連携して進めて頂きたい。また、代替地の確保についても、市民の生活再建に十分配慮した提示をお願いするとともに、外環だけではなくジャンクション周辺の都市計画道路の整備にあたっては協力も頂きたい。

#### (三鷹市長)

- ・市内にはジャンクション、インターチェンジ及び2箇所の換気所が計画されるなど、外環計画が与える影響は沿線7区市の中でも極めて大きいものである。また、平成19年1月には外環計画の要否に関する住民投票請求も提出されたように、市民の心配や危惧は大変大きいものがある。
- ・これまで外環計画が地域に与える影響と対策について、平成19年1月に42項目からなる「東京外かく環状道路の都市計画変更案に係る三鷹市の意見書及び要望書」等を国及び東京都へ提出した。
- ・この中で、ジャンクション上部の利用や周辺部のまちづくりについては、ワークショップなど市民の創造的な参画を可能とする手法の導入を図り、関係機関及び市民との協働によるまちづくりを推進すべきである旨の要望をした。
- ・国及び東京都は、この要望を真摯に受け、平成20年8月と9月の4日間にわたり、市と共催で「中央ジャンクション三鷹地区検討会」を開催した。検討会では、参加者からジャンクション周辺のまちづくりや環境への影響などの課題が抽出されるとともに、その課題解決に向けた具体的な対策などが提案された。
- ・この検討会は、地域住民や関係者のみならず、無作為抽出による市民も参加して頂いたが、交通や環境対策に加え、特にジャンクション上部の利用方法や農地の保全についての創造的な意見が多く出された。
- ・その結果は、同年11月に「実施報告書」として国・東京都と市に提出され、国及び東京都は、この内容を検討し、国及び東京都の考え方として「対応の方針(素案)」を平成21年1月に公表した。
- ・この「対応の方針(素案)」には、ジャンクション上部の整備、農地の保全の仕組みづくり及び環境の監視体制等を検討することなど、外環計画が地域に与える負の影響を極力軽減し、周辺のまちづくりを進めるうえで、基本となる内容が含まれたものであり、この段階での国及び東京都の対応としては、十分に誠意を示したものであると、市としては受け止めた。
- ・しかしながら、検討すべき課題は多岐にわたっており、周辺地域に係る負の影響を軽減し、良好な環境の維持・創出を図るには、さらに可能な限り市民の意見を反映し、市民が納得する、より具体的な「対応の方針」とする必要がある。

- ・また、三鷹市としても、今後、中央ジャンクション周辺地域におけるまちづくりの方針を検討するにあたり、「三鷹市都市計画マスタープラン」における「農住調和形成ゾーン」という考え方を基本とし、土地利用が転換されるジャンクション区域や都市計画道路整備などに関わるまちづくりについては、「緑と農のある風景」という地域特性を活かした拠点となるよう、言わば“北野の里(仮称)”と呼べるように面的な整備の展開が求められると考えている。
- ・そうしたまちづくりの展望に基づく内容について、市は、「対応の方針(素案)」に係る要望書としてとりまとめ、特に次の3点について国・東京都にその具現化を求めきたところである。

ジャンクション部の蓋かけ及び上部の整備

農地の保全の仕組みづくり

環境の監視体制の構築

- ・また、東京都に対しては、この3点に加え、周辺の都市計画道路の整備を先行して取り組むよう要望してきた。
- ・本日、示された「対応の方針(案)」については、市の要望事項について、できる限り同方針に反映するよう努めて頂いた。
- ・現況のコミュニティに影響が生じる箇所については、分断道路の機能を補完する道路や、蓋かけ部の有効活用により影響を極力小さくするよう事業者ができる限り蓋かけを整備しますと明確に記載している。素案からさらに踏み込んだ具体的な内容を盛り込むなど、誠意ある対応と受け止めている。
- ・今後も、本方針(案)のとおり、市民と協働によるまちづくりを推進して頂くとともに、それぞれの課題に対する具体的な対策を進めていただきたい。こうした取り組みを着実に進めることで、広域的な視点での必要性から進められている外環道路が、地域住民との創造的な協働のまちづくりとして位置づけられるとともに、愛される施設づくり(いわば21世紀型の道づくり)として進んでいくのではないかと考える。
- ・外環計画の取り組みについては、道路利用者のみならず、沿線住民の視点に立った、国・都の真摯な取り組みが更に求められている。これはこうした今までの取り組みの上にある事業化に向けて、さらに重要性を増してくることである。市としても、沿線の市区と協力しながら真摯に対応し、協働・協力の体制で取り組んでいきたいと考えている。

(武蔵野市長)

- ・本日示された「対応の方針(案)」については、当市の要望事項について、内容の熟度は別として、概ね考慮していただいたものと理解している。
- ・また、巻末にパブリックコメントに対する展開が整理されている点など、丁寧な対応をしていると評価している。
- ・しかしながら、今後も各段階で詳細な調査を実施し、住民の不安を少しでも解消する努力を求めるとともに、引き続き、住民が参加し議論、協議できる場を設けることを要望する。
- ・「外環の2」については、武蔵野市の地域住民の最大の関心事であることから、計画の廃止も含めた必要性の有無からの議論をスタートしていただきたい。
- ・議論にあたっては、検討に必要なデータの公表や検討会の枠組み、スケジュールなどを明らかにし、一定の方向性の合意が得られるまで、事実上、事業は進めないという確認をお願いする。なお、検討の場には、本線事業予定者である国においても、責任ある立場で参加することを要望する。

(杉並区長)

- ・「対応の方針」(案)の策定に当たり、国・東京都が杉並区の意見を反映する努力を重ねられたことに対しては、評価をしている。
- ・杉並区は、地下方式の外環本線については、その必要性は理解する。ただし、都市計画変更以来、国・東京都に対して要望してきた事項、並びに、これらの要望に対して国・東京都においてなされた回答の内容について、これを確実に履行することを要望する。特に環境対策については、万全を期して臨むことを強く要望する。
- ・青梅街道インターチェンジの建設に当たっては、地下水流動保全工法の先行事例について、その実情を調査把握し、これを十分参考にし、地下水などの環境に影響が及ばないように、最適な工法の選定を行うこと。
- ・環境対策を十分に行うことは当然として、万一、善福寺池や地下水について水位低下や枯渇などの重大な影響が生じた場合は、速やかに原状回復すること。
- ・環境に対する重大な影響が発生することが予測された場合には、適切に工法・工程等の計画、事業の見直しを行うこと。
- ・今後もPIの考え方にに基づき、事業の各段階(調査設計、工事、供用開始後など)において、環境に関する監視体制を確立し、常に現状把握を行い、その結果を関係機関・住民に情報提供しながら進めること。
- ・「対応の方針(案)」では、最新の道路交通センサス等に基づく、交通需要推計などについて「まとめ次第公表」としているが、杉並区は、かねてから青梅街道インターチェンジや東八道路インターチェンジ周辺地域における周辺道路の交通量の予測を行い、影響と対策を明らかにするよう求めており、できるだけ早く、これを示すこと。
- ・この区市長意見交換会をもって、PIが終了するわけではない。むしろ今後は、これまで以上にPIの考え方に基づいて、住民等に対して、きめ細かく対応していくことが必要になると考える。事業の各段階において、関係機関・住民に十分な説明を行い、その意見・要望をできる限り採り入れながら進めることを強く要望する。今後とも、誠実な対応をされることを求める。

(練馬区長)

- ・外環が大泉で止まっていることに伴う、周辺道路の混雑や生活道路への通過交通の流入など様々な交通問題を訴え、その早期延伸を要望してきた。
- ・一方、区は平成19年の都市計画変更時に、生活環境や自然環境などへの影響に関する33項目の条件を付し、十分な対応を求めてきた。
- ・これまで、区は地域PIなどを通じ国や都に協力してきたが、この取組みを踏まえて今回「対応の方針(案)」が提示され、これに先立ち区の条件への回答も示された。これらの記載内容は、区の要望項目を含めた課題への対応において、実施主体や時期を明らかにしていることから、一歩前進したものとして国と都の真摯な姿勢を評価する。
- ・今後は、この「対応の方針」に基づき、具体的な対応等について確実に履行するとともに、次の点を十分踏まえるよう改めて要望する。
- ・ジャンクションやインターチェンジ周辺地域では、事業実施段階において地域分断や八の釜憩いの森、換気所による大気質への影響などについて調査を実施するとともに、区や地域住民などの意見を踏まえ、施設の縮小化や脱硝装置の設置を含め万全な対策を講じるよう要望する。用地買収など直接影響を受ける区民の生活再建にもしっかり対応してもらいたい。
- ・青梅街道インターチェンジ周辺地域については、インターチェンジの設置や整備に伴う影響につい

て不安が寄せられていることから、その解決を図るとともに、外環の整備がまちづくりに貢献するべく、地域の将来像を共有し発展に資する地域住民との話し合いを継続するよう要望する。その上で、インターチェンジは、本線とともに着実に整備を進めてもらいたい。

- ・外環が延伸されても、関越道からつながる高速10号線が未整備のため、都心に用事のある車が区内を通過せざるを得ない状況にあり、これを起因とする交通渋滞の緩和に向けて、高速10号線の具体化に向けた検討を要望する。加えて、環境対策や低公害車の技術革新を促進し、環境負荷の小さい自動車社会の実現に向けた努力をお願いしたい。
- ・今後は、整備計画の策定など事業化にむけた必要な手続きがとられることとなるが、区の条件に対する検証の場の設置を要望するとともに、事業化後にあっても、各段階で取組状況を検証することとしていることから、引き続き協力をお願いしたい。あわせて、沿線区市との協議について、これまで同様にこのような場を設置するよう要望する。

(国土交通省)

- ・意見交換の内容から、「対応の方針(案)」については、全区市より一定の理解を頂いたものと考えられる。この場をもって、「対応の方針(案)」の(案)を取ったかたちで確定したいと考えている。
- ・これから外環の計画をより具体化していくにあたり、本日とりまとめた「対応の方針」をしっかりと実現していく責務を果たすとともに、今後とも適時に住民の皆様、関係区市からの意見を頂きながら進めていきたいと考えている。

(東京都)

- ・外環の東名以南について、環状道路としての全体的な機能を発揮するうえで、積極的な議論が必要と考えているため、次の重要な課題として、国とともに取り組んでいきたい。
- ・地上部街路は沿線の4つの区市に係わるが、非常に様々な意見が存在し、外環本線とは性格が異なることから、整備の方向性の議論についても切り離して行うべきと考えている。
- ・従来の都市計画幅を維持して整備する方向、規模を縮小して整備する方向、代替機能を確保して都市計画を廃止する方向の、3つの概要の方向性は示してきた。今後、この3つの方向性をもとに、地元のみなさまと、区市単位で話し合いを持てるよう、枠組みについて考えていきたい。
- ・話し合いを進めるとともに、地上部街路について、地域のみなさまと十分な合意がないまま、事業を進めることは考えていない。

以上